

- ・各種申請の期間延長
- ・高齢受給者証の更新
- ・限度額、特定疾病の更新
- ・健康診断の補助
- ・特定健診について
- ・Q&Aコーナー
- ・お知らせ

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

各種申請の期間延長について

下記、2種類の申請について延長する事が決定いたしましたのでお知らせいたします。

- ・令和2年7月豪雨災害に係る一部負担金免除

期日：令和3年6月末まで⇒**令和3年12月末まで**

- ・新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

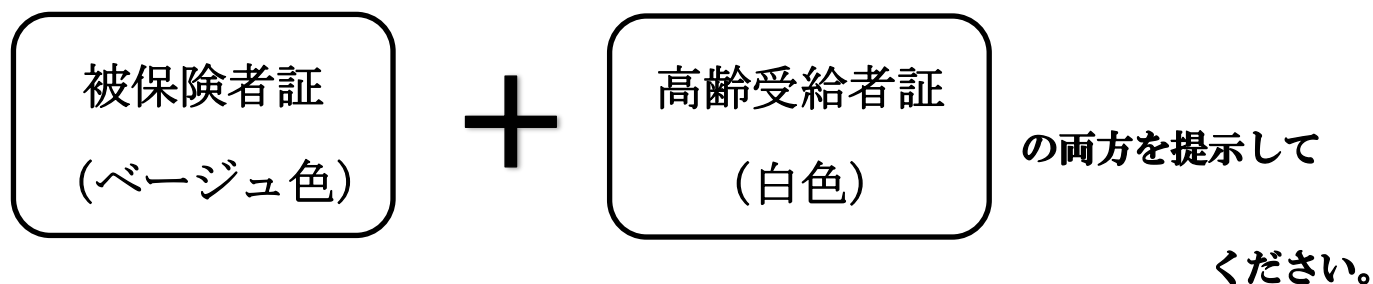
期日：令和3年6月末まで⇒**令和3年9月末まで**

※過去2年間分は申請が可能です。詳しくは本組合までお尋ねください。

高齢受給者証が更新になります

<7月末日 70歳以上の方へ>

先日、高齢受給者証を発行して送付しました「高齢受給者証」について
て病院にかかるときは



有効期限が令和3年7月31日までの被保険者証は本組合まで返却下
さいますようお願いいたします。

◇70歳から74歳の方の医療費の窓口負担割合

判定基準	一部負担額の割合
同一世帯の歯科医師国保加入者の合計で課税標準額 が145万円未満の場合	2割
同一世帯の歯科医師国保加入者の合計で課税標準額 が145万円以上の場合	3割

国民健康保険限度額適用認定証の更新について

現在お使いの限度額適用認定証は有効期限が令和3年7月31日までです。

8月以降もご使用の場合は再度申請して頂き、発行が必要になります。

申請書はHPよりダウンロードできます。当組合へ郵送下さい。

※国民健康保険標準負担減額認定証も同様となります。

1 「国民健康保険限度額認定証」

(令和2年8月～) 水色⇒(令和3年8月～) クリーム色

2 「国民健康保険標準負担減額認定証」

(令和2年8月～) 鶯色⇒(令和3年8月～) 水色

※旧認定証は8月以降に組合宛へご返却下さいますようお願いいたします。

国民健康保険特定疾病療養受療証の更新について

現在お使いの特定疾病療養受療証は有効期限が令和3年7月31日までです。

新規で必要とされる下記の内容に該当するか被保険者の方は当組合宛にご連絡下さいますようお願いいたします。

～現在の対象疾病～

・人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全

・血友病

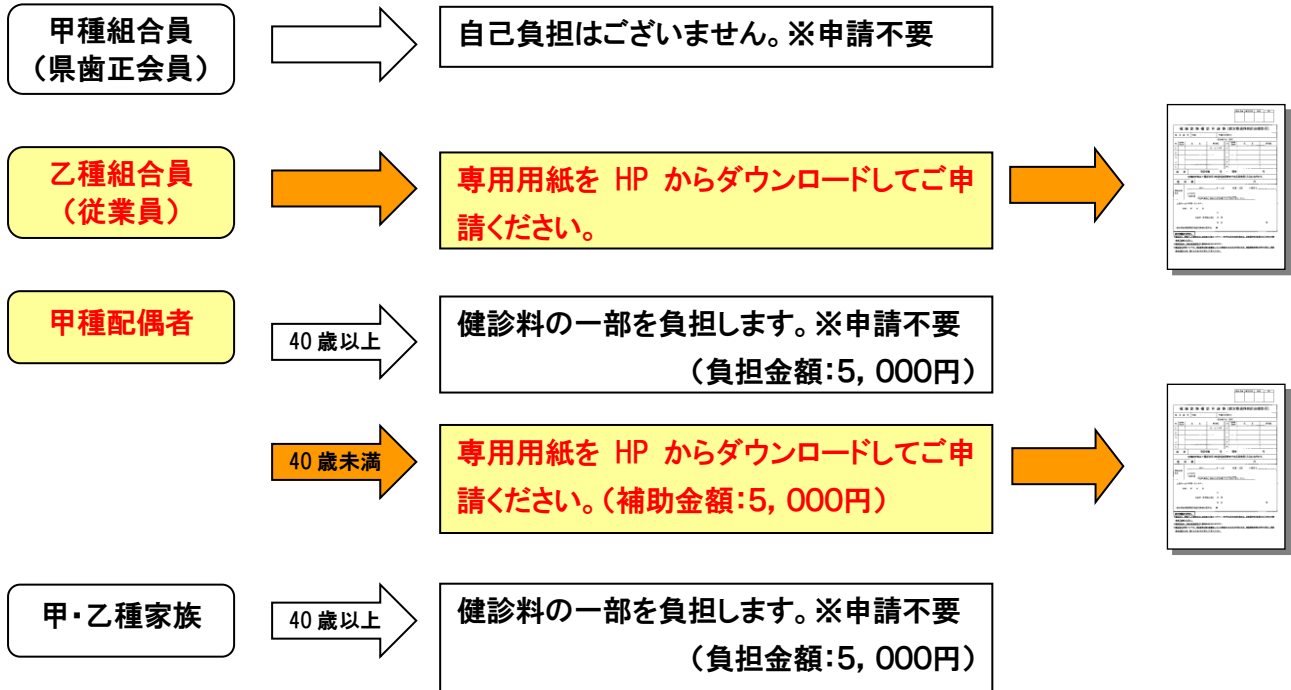
・血液製剤による HIV 感染

上記該当の方が申請対象者になります。

※旧認定証は8月以降に組合宛へご返却下さいますようお願いいたします。

令和3年度 県歯会主催の健康診断補助(負担)

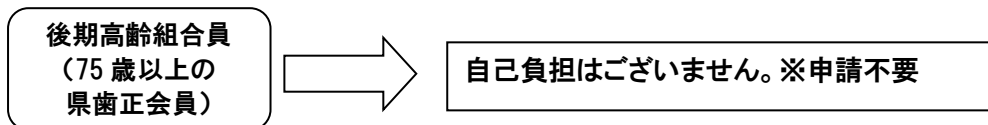
健診料金 1) 定期健診：9,900円 2) 特定健診：8,041円



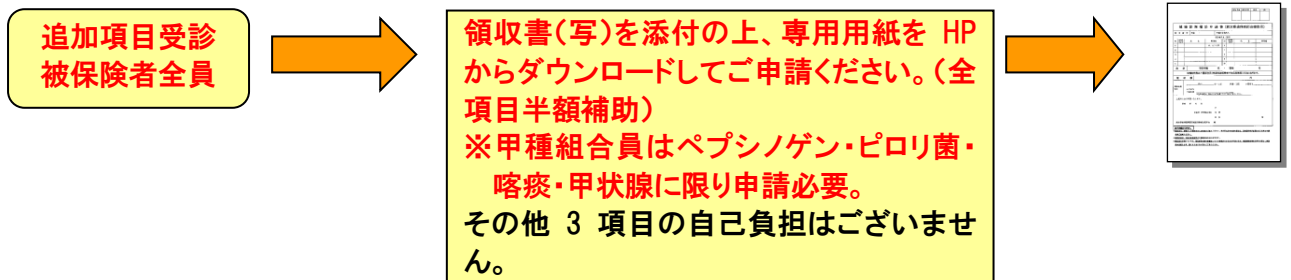
※40歳未満の甲種・乙種家族の方々の補助はございません。健診料は全額自己負担になります。

健診料の一部負担とは

40歳以上の方は特定健診の対象者であるため、組合で5,000円を負担します。(申請不要)
後日、県歯会より届く健診料の請求額は、負担分5,000円を差し引いた金額になります。



定期健診を受診で



特定健診を必ず受診してください

自覚症状がないまま進行し忍び寄る生活習慣病。その前兆であるメタボリックシンドロームを早期に発見・改善するために、本組合では「特定健診」を実施しています。毎年の健診で自分の健康状態を知り、健康リスクを把握しましょう！

毎年度、目標受診率（70%）が達成できない状態が続いており、このままでは国からの補助金が削減されることになり、結果的には保険料の更なる値上げにつながる可能性があります。甲種・乙種組合員、そのご家族など、対象者の方は全員受診しましょう！

特定健診でわかること

- 身長・体重・腹囲 → 肥満度・内臓脂肪の蓄積度
- 血圧 → 高血圧症
- LDL・HDL・中性脂肪 → 脂質異常症
- GOT・GPT・ γ -GTP → 肝機能
- 血糖・HbA1c・尿糖 → 糖尿病
- 尿酸・クレアチニン・尿蛋白 → 腎機能

※医師の判断で、貧血・心電図・眼底検査を実施することがあります。



対象者

年度内 40 歳～75 歳未満の歯科医師国保組合に加入している方

- ・受診時に被保険者であること。
- ・昭和56年4月1日～昭和57年3月31日生まれの方は、今年度から特定健診対象者です。

※ただし、妊産婦や病院又は診療所に6ヶ月以上入院している方などは対象となりません。

健診日程・会場

本組合では、県歯会主催の健康診断で特定健診を実施しています。

健診日程・会場については、県歯会から別途お知らせしていますので、ご確認ください。

申込方法

健診機関から申込書が届きますので、直接お申込みください。



こんな時どうするの？

Q. 保険証が歯科医師国保ではありませんが健康診断を受けても良いですか？

A. 健康診断は熊本県歯科医師会主催の健康診断に関しては歯科医院にお勤めの方、ご家族どなたでも受診可能です。

ただし、歯科医師国保からの補助はできませんので全額自己負担となります。

『医療費通知』(令和2年11月～令和3年3月診療分)の送付

2年11月～3年3月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。すでに退職された方の通知書が含まれている場合があります。その際は、お手数ですが、ご本人に郵送してください。

『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』(令和3年5月分)の送付

5月に調剤を処方された方で処方医薬品とジェネリック医薬品の差が100円以上の20歳以上の方にはジェネリック医薬品に関するお知らせを送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合
〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号
Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>